【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年5月14日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役会長兼社長 岩 崎 俊 博

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集内 野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド

国投資信託受益証券に係る

ファンドの名称】

【届出の対象とした募集内 継続募集額(平成25年5月15日から平成26年5月13日まで)

国投資信託受益証券の金 2兆円を上限とします。

額】 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満 了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド

(以下「ファンド」といいます。)

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できる投資者については、後述の「(12)その他 申込みの方法」をご参照ください。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。) なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務 手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位(当初元本1口=1円)とします。

(7) 【申込期間】

平成25年5月15日から平成26年5月13日まで

*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(9) 【払込期日】

取得申込日の翌々営業日までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照 会先までお問い合わせ下さい。

> 野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

受益権の申込みを行なう投資者は、販売会社所定の方法で申込みを行ないます。

受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会(以下「連合会」

といいます。) 等に限るものとします。

購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として取得および換金の申込みができません。

申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所の 休業日またはニューヨークの銀行もしくはロンドンの銀行の休業日と同日の場合 申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

現地通貨建ての新興国の公社債を実質的な主要投資対象 ¹とし、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) ²の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に実質的に投資する場合があります。

- 1 ファンドは、「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- 2 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円換算ベース)は、JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets(GBI-EM)Global Diversified (USドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の 通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型	国内	株式債券	インデックス型
	海 外	不動産投信	
追 加 型	内外	その他資産 () 資産複合	特 殊 型

《属性区分表》

│ 投資対象資産 │ 決	算頻度 投資対	│象地域 │ 投資形態	♨ │ 為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年1回 グロ・ 年2回 日 年4回 北 年6回 別 第月) ア: 毎月) オセ: の他 アフ	教地域 投資形 - バル 本	ファ あり () なし オブ	対象インデックス 日経225 TOPIX での他 (JPモルガン・ ガバメント・ボンド ・ インデックス -エマージング・ マーケッツ・ グローバル・ ディバーシファイ ド)

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- 上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
- なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
- 《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/
 - 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<商品分類表定義>

「単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動 産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載がある ものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から (3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記 して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な 仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類におい て「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小 分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。 債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ、)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

「決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ 投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを 行う旨の記載があるものをいう。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は 為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

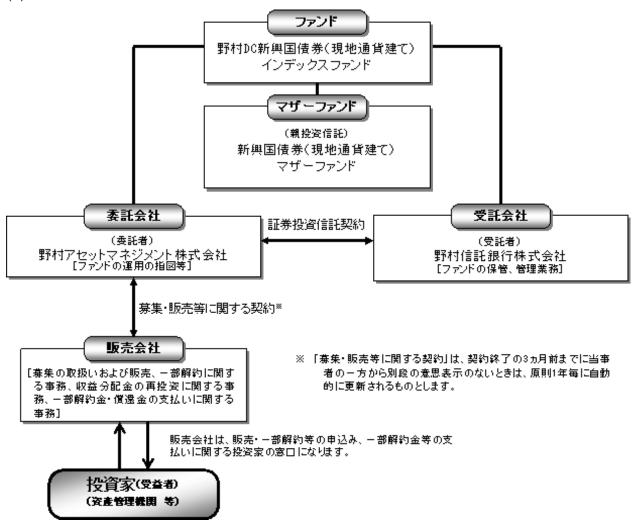
「特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行っとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

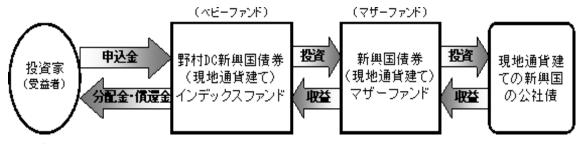
平成23年9月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額 平成25年3月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村ア

セット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成25年3月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

[1] JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets(GBI-EM)Global Diversified) は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成される時価総額加重平均指数です(ただし、国別の組入比率には上限が設定されています)。

指数の著作権等について

本書に含まれるJP モルガンのインデックス商品(インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。)(以下、「本インデックス」といいます。)に関する情報(以下、「当情報」といいます。)は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JPモルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション(ロング若しくはショート)を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイサー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。)は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引(以下「該当商品」といいます。)を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JPモルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド(英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員)及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

- [2]新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- [3] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

現地通貨建ての新興国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ、有価証券
 - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 、 、 および 」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債 の新株予約権に限

ります。) の行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- 8. コマーシャル・ペーパー
- 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 11. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第11号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記「有価証券の指図範囲」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(上記「有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引
- 3.金利先渡取引

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

4. 為替先渡取引

「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

5. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)マザーファンドの概要

「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

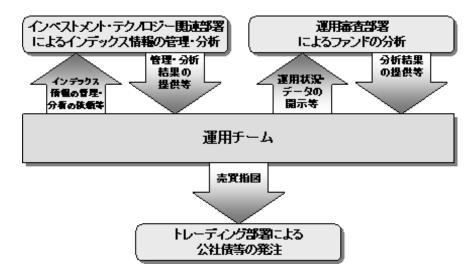
(3)投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

(3) 【運用体制】

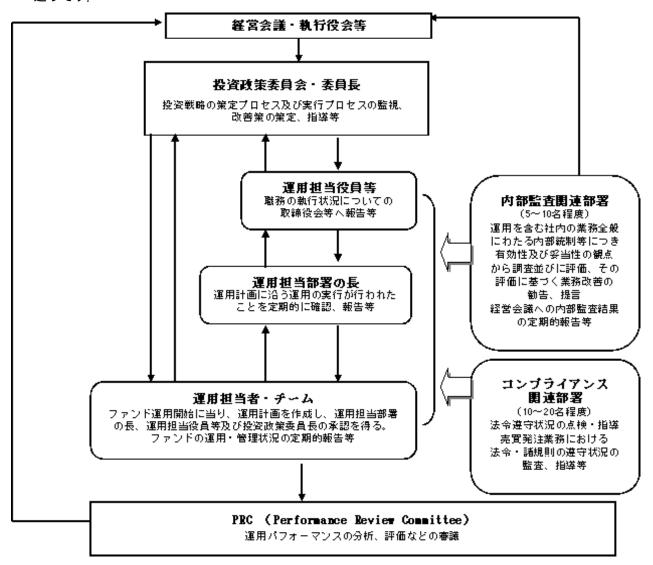
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用 を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよび その金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年2月18日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、原則、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に 記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の指図(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産

総額の10%以内とします。

投資する株式の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会 社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発 行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株 式については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図(約款第21条)

- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第22条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える

額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相 当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第26条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替 先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として 信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能 なものについてはこの限りではありません。
- ()金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

直物為替先渡取引の運用指図(約款第30条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第36条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含 みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的と して、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。 なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの 運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の</u>下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能 性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生 じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の 純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に 運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基 準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

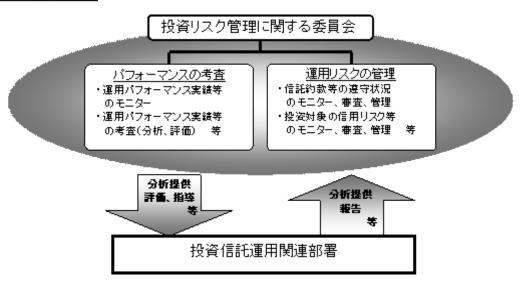
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.5775%(税抜年0.55%)以内(平成25年5月14日現在、年0.5775%(税抜年0.55%))の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>		
年0.30%	年0.21%	年0.04%		

上記は、平成25年5月14日現在の信託報酬率における配分です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは以下の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(国税(所得税及び復興特別所得税)7.147%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以

後、15.315%(国税15.315%)となる予定です。 源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除 なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

換金(解約)時および償還時の課税について

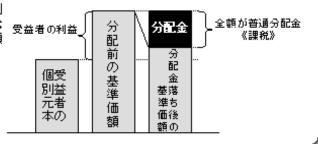
換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

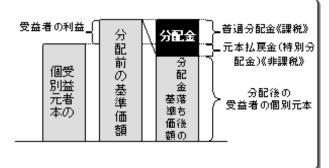
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)とな り、分配金から元本払戻金(特別分配金) を控除した額が普通分配金となります。な お、受益者が元本払戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別 元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本とな ります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は平成25年3月29日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	143,701,950	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,688	0.00
合計(純資産総額)		143,711,638	100.00

<ご参考> 「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」

刺突国頂分(現地理貝廷()マリーファント」							
資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)				
国債証券	トルコ	227,684,984	9.68				
	ハンガリー	105,905,918	4.50				
	ポーランド	226,433,432	9.63				
	ロシア	113,171,257	4.81				
	ルーマニア	6,935,920	0.29				
	マレーシア	231,195,337	9.83				
	タイ	172,897,051	7.35				
	フィリピン	13,173,250	0.56				
	インドネシア	218,350,819	9.29				
	メキシコ	239,284,034	10.18				
	ブラジル	224,498,578	9.55				
	コロンビア	84,750,243	3.60				
	ペルー	46,162,711	1.96				
	南アフリカ	229,522,547	9.76				
	ナイジェリア	32,360,334	1.37				
	小計	2,172,326,415	92.43				
特殊債券	ロシア	105,763,331	4.50				
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		72,047,972	3.06				
合計(純資産総額)		2,350,137,718	100.00				

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

	順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
	1	日本	投資信託 受益証券	新興国債券 (現地通貨建て)マザーファンド	111,691,241	1.2980	144,975,231	1.2866	143,701,950	99.99

<ご参考> 「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

<u>「新</u>	「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」										
順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ロシア	国債証 券	RUSSIA FOREIGN BOND	35,000,000	328.87	115,106,670	323.34	113,171,257	7.85	2018/3/10	4.81
2	ブラジル	国債証 券	LETRA TESOURO NACIONAL	2,020,000	3,648.00	73,689,644	3,625.56	73,236,504		2016/1/1	3.11
3	ロシア	特殊債 券	INTL BK RECON & DEVELOP	17,000,000	323.89	55,061,614	322.24	54,780,885	7.5	2017/3/2	2.33
4	ブラジル	国債証 券	LETRA TESOURO NACIONAL	1,310,000	4,002.58	52,433,884	3,979.98	52,137,785		2015/1/1	2.21
5	ブラジル	国債証 券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	92,000	4,875.16	44,854,150	4,871.92	44,821,744	10	2017/1/1	1.90
6	トルコ	国債証 券	TURKEY GOVERNMENT BOND	700,000	6,301.36	44,109,537	6,268.10	43,876,711	10.5	2020/1/15	1.86
7	南アフリカ	国債証 券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,300,000	1,303.20	43,005,661	1,292.48	42,651,989	10.5	2026/12/21	1.81
8	インドネシ ア	国債証 券	INDONESIA GOVERNMENT	2,930,000,000	1.41	41,523,774	1.39	40,974,188	10.5	2030/8/15	1.74
9	コロンビア	国債証 券	REPUBLIC OF COLOMBIA	649,000,000	6.19	40,220,168	6.20	40,248,578	12	2015/10/22	1.71
10	トルコ	国債証 券	TURKEY GOVERNMENT BOND	650,000	5,591.97	36,347,818	5,532.20	35,959,342	11	2014/8/6	1.53
11	ロシア	特殊債 券	EUROPEAN BK RECON & DEV	11,000,000	313.54	34,489,884	312.55	34,381,561	6.75	2017/5/12	1.46
12	マレーシア	国債証 券	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,050,000	3,222.89	33,840,376	3,223.26	33,844,306	4.378	2019/11/29	1.44
13	南アフリカ	国債証 券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,800,000	1,038.87	29,088,627	1,035.68	28,999,132	6.75	2021/3/31	1.23
14	南アフリカ	国債証 券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,600,000	1,116.43	29,027,420	1,109.68	28,851,816	8	2018/12/21	1.22
15	コロンビア	国債証 券	REPUBLIC OF COLOMBIA	440,000,000	6.44	28,377,118	6.50	28,625,245	7.75	2021/4/14	1.21
16	トルコ	国債証 券	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000	5,363.61	26,818,079	5,318.09	26,590,450	8	2014/6/4	1.13
17	メキシコ	国債証 券	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,900,000	916.10	26,566,966	912.50	26,462,620	8	2020/6/11	1.12
18	トルコ	国債証 券	TURKEY GOVERNMENT BOND	470,000	5,669.92	26,648,656	5,589.37	26,270,055	10	2015/6/17	1.11
19	ナイジェリ ア	国債証 券	NIGERIA TREASURY BOND	53,900,000	49.44	26,651,087	48.73	26,269,631	7	2019/10/23	1.11
20	トルコ	国債証 券	TURKEY GOVERNMENT BOND	470,000	5,628.35	26,453,249	5,555.59	26,111,287	9	2016/1/27	1.11
21	トルコ	国債証 券	TURKEY GOVERNMENT BOND	450,000	5,834.20	26,253,944	5,745.28	25,853,775	8.5	2022/9/14	1.10
22	南アフリカ	国債証 券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,300,000	1,120.04	25,760,938	1,112.65	25,591,080	8.25	2017/9/15	1.08
23	南アフリカ	国債証 券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,380,000	1,073.81	25,556,864	1,068.51	25,430,687	7.25	2020/1/15	1.08
24	ポーランド	国債証 券	POLAND GOVERNMENT BOND	730,000	3,293.23	24,040,580	3,312.99	24,184,830	5.75	2022/9/23	1.02
25	タイ	国債証 券	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,600,000	350.21	23,114,455	350.45	23,129,815	5.125	2018/3/13	0.98
26	マレーシア	国債証 券	MALAYSIAN GOVERNMENT	730,000	3,083.27	22,507,900	3,082.80	22,504,502	3.741	2015/2/27	0.95
27	マレーシア	国債証 券	MALAYSIAN GOVERNMENT	720,000	3,115.35	22,430,544	3,109.44	22,388,018	5.094	2014/4/30	0.95
28	タイ	国債証 券	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,700,000	330.65	22,153,844	329.71	22,091,151	5.25	2014/5/12	0.93
29	ポーランド	国債証 券	POLAND GOVERNMENT BOND	720,000	3,014.67	21,705,694	3,019.59	21,741,117	5.5	2015/4/25	0.92
30	メキシコ	国債証 券	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,500,000	865.42	21,635,599	863.16	21,579,078	7.75	2017/12/14	0.91

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.99
合計	99.99	

<ご参考> 「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

<u> 机兴出良分(坑地进兵</u>	<u> </u>	
種類	種類 業種	
国債証券		92.43
特殊債券		4.50
合計		96.93

- 【投資不動産物件】 該当事項はありません。
- 【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	+1 答曲目	純資産総額		1口当たり純資産額(円)	
	計算期間	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2012年2月20日)	1	1	1.1312	1.1317
第2期	(2013年2月18日)	134	134	1.4086	1.4091
	2012年3月末日	1		1.1477	
	4月末日	4		1.1412	
	5月末日	28		1.0363	
	6月末日	34		1.0698	
	7月末日	53		1.0976	
	8月末日	57		1.0949	
	9月末日	62		1.1167	
	10月末日	74		1.1497	
	11月末日	85		1.2005	
	12月末日	106		1.2916	
	2013年1月末日	123		1.3625	
	2月末日	134		1.3832	
	3月末日	143		1.3937	

【分配の推移】

277 10 11 17 2					
期	1口当たりの分配金				
第1期	0.0005	円			
第2期	0.0005	田			

【収益率の推移】

<u> </u>		
期	収益率	
第1期	13.2	%
第2期	24.6	%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

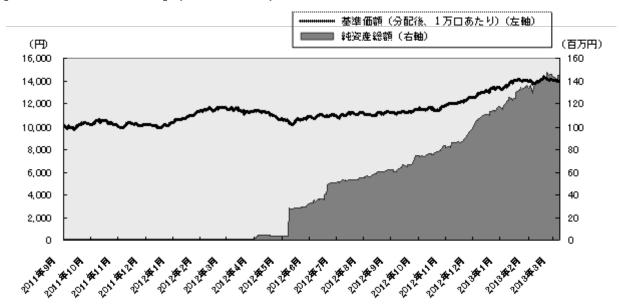
(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	1,000,000		1,000,000
第2期	113,949,418	19,292,716	95,656,702

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報> 運用実績(2013年3月29日現在)

[基準価額・純資産の推移](日次:設定来)



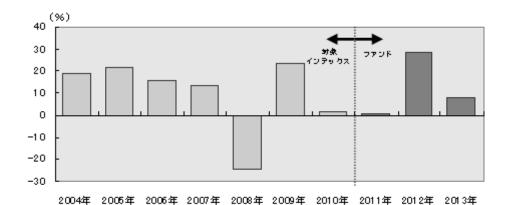
[分配の推移](1万口あたり、課税前)

2013年2月	5 円
2012年2月	5 円
設定来累計	10 円

[主要な資産の状況]

実質的	な銘柄別投資比率(上位)		
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	RUSSIA FOREIGN BOND	国借証券	4.8
2	LETRA TESOURO NACIONAL	国借証券	3.1
3	INTL BK RECON & DEVELOP	特殊债券	2.3
4	LETRA TESOURO NACIONAL	国借証券	2.2
5	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国借証券	1.9
6	TURKEY GOVERNMENT BOND	国借証券	1.9
- 7	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	国借証券	1.8
8	INDO NESIA GOVERNMENT	国借証券	1.7
9	REPUBLIC OF COLOMBIA	国債証券	1.7
10	TURKEY GOVERNMENT BOND	国借証券	1.5

[年間収益率の推移](暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2004年から2010年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2011年は設定日(2011年9月22日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2013年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。 ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても「申込不可日」には原則として取得の申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、1円以上1円単位(当初元本1口=1円)とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

ありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、 その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申 込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として換金の申込みができません。 (申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求 に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の 口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に おいて当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法	
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額	2
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。	

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(平成23年9月22日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎年2月19日から翌年2月18日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間 終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最 終計算期間は、下記「(5)その他(a)ファンドの繰上償還条項等」による解約の日までとしま す。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大

な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面 決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務 に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者ま たは受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、 または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、 新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任する ことはできないものとします。
- ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更等」()に規定する書面に付記します。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、原則、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

第3 【ファンドの経理状況】

野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成24年2月21日から 平成25年2月18日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 平成24年 2月20日現在	第2期 平成25年 2月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,544	335,879
親投資信託受益証券	1,130,978	134,720,538
未収入金	719	2,110,500
流動資産合計	1,134,241	137,166,917
資産合計	1,134,241	137,166,917
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	500	47,828
未払解約金	-	2,126,620
未払受託者報酬	169	17,989
未払委託者報酬	2,238	229,321
その他未払費用	99	840
流動負債合計	3,006	2,422,598
負債合計	3,006	2,422,598
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	95,656,702
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	131,235	39,087,617
(分配準備積立金)	131,235	22,214,670
元本等合計	1,131,235	134,744,319
純資産合計	1,131,235	134,744,319
負債純資産合計	1,134,241	137,166,917

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(
	第1期 自平成23年 9月22日 至平成24年 2月20日	第2期 自平成24年 2月21日 至平成25年 2月18日
営業収益		
受取利息	9	129
有価証券売買等損益	134,232	25,166,017
営業収益合計	134,241	25,166,146
営業費用		
受託者報酬	169	22,091
委託者報酬	2,238	281,754
その他費用	99	1,076
営業費用合計	2,506	304,921
営業利益	131,735	24,861,225
経常利益	131,735	24,861,225
当期純利益	131,735	24,861,225
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	2,685,883
期首剰余金又は期首欠損金()	-	131,235
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	19,145,089
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	19,145,089
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,316,221
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	2,316,221
分配金	500	47,828
期末剰余金又は期末欠損金()	131,235	39,087,617

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里女な云前刀頭にぶる)	
1 運用資産の評価基準	(1)親投資信託受益証券
及び評価方法	基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成24年2月21日から平成25年2月 18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

7 >		
	第1期	第2期
	平成24年2月20日現在	平成25年2月18日現在
1	計算期間の末日における受益権の総数	1 計算期間の末日における受益権の総数
	1,000,000 🏻	95,656,702 □
2	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.1312 円 (10,000口当たり純資産額 11,312 円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.4086 円 (10,000口当たり純資産額 14,086 円)

(損益及び剰金金計算書に関する注記)

7 12	15世人の利力・東京に対する注印/			
第1期			第2期	
自 平成23年9月22日			自 平成24年2月21日	
至 平成24年2月20日			至 平成25年2月18日	
	1	分配金の計算過程	1	分配金の計算過程
		計算期末における分配対象金額131,735円(10,000口当たり		計算期末における分配対象金額39,135,445円(10,000口当た
		1,317円)のうち、500円(10,000口当たり5円)を分配金額とし		リ4,091円)のうち、47,828円(10,000口当たり5円)を分配金額
		ております。		としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	31,660円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	100,075円
収益調整金額	С	円
分配準備積立金額	D	円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	131,735円
当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,317円
10,000口当たり分配金額	Н	5円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	500円

┚			
]	項目		
9	費用控除後の配当等収益額	Α	3,862,546円
9	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	18,312,796円
9	収益調整金額	С	16,872,947円
9	分配準備積立金額	D	87,156円
9	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	39,135,445円
1	当ファンドの期末残存口数	F	95,656,702 🗆
ŀ	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	4,091円
9	10,000口当たり分配金額	Н	5円
9	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	47,828円

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

一) 並煕冏叩の小爪に関する事項	
第1期 自 平成23年9月22日 至 平成24年2月20日	第2期 自 平成24年2月21日 至 平成25年2月18日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的とし ております。	1 金融商品に対する取組方針 同左
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の 注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市 場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされ ております。	
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用 リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期	第2期
平成24年2月20日現在	平成25年2月18日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	

43/128

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2 時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。

2 時価の算定方法 同左 (関連当事者との取引に関する注記)

(MCJFICONTION)	
第1期	第2期
自 平成23年9月22日	自 平成24年2月21日
至 平成24年2月20日	至 平成25年2月18日
	同左
れていないため、該当事項はございません。	
	第1期 自 平成23年9月22日 至 平成24年2月20日

(その他の注記)

1元本の移動

- 7 0 1 - 1 1 2 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
第1期 自 平成23年9月22日 至 平成24年2月20日		第2期 自 平成24年2 至 平成25年2	
期首元本額 期中追加設定元本額 1, 期中一部解約元本額	円 000,000 円 円	期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,000,000 円 113,949,418 円 19,292,716 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第1期	第2期
	自 平成23年9月22日	自 平成24年2月21日
	至 平成24年2月20日	至 平成25年2月18日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	134,216	23,345,697
合計	134,216	23,345,697

3 デリバティブ取引関係 第1期(平成24年2月20日現在) 該当事項はございません。 第2期(平成25年2月18日現在) 該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1有価証券明細表

(1)株式(平成25年2月18日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成25年2月18日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド		134,720,538	
親投資信託受益証券計	銘柄数:1		134,720,538	
	組入時価比率:100.0%		100.0%	

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

合計		134,720,538	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

参考

当ファンドは「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信 託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」の状況以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成25年2月18日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	38,458,474
コール・ローン	7,950,307
国債証券	2,138,460,256
特殊債券	117,037,814
派生商品評価勘定	5,600
未収利息	34,492,206
前払費用	4,668,389
流動資産合計	2,341,073,046
資産合計	2,341,073,046
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,100,325
その他未払費用	160,600
流動負債合計	3,260,925
負債合計	3,260,925
純資産の部	
元本等	
元本	1,798,859,385
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	538,952,736
元本等合計	2,337,812,121
純資産合計	2,337,812,121
負債純資産合計	2,341,073,046

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1)国債証券及び特殊債券

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(2)外国為替予約取引

計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。

2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国 における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し ております。

3 費用・収益の計上基準

(1)有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

4 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(貸借対照表に関する注記)

平成25年2月18日現在

1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額(10,000口当たり純資産額

1.2996 円

12,996円)

(金融商品に関する注記)

<u>(1)金融商品の状況に関する事項</u>

自 平成24年2月21日 至 平成25年2月18日

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

また、 当ファンドは、 信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、 為替予約取引を利用しております。

3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成25年2月18日現在

1 貸借対照表計上額 時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 時価の算定方法

国債証券及び特殊債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。

(その他の注記)

<u> </u>	の(607)工品 /				
	平成25年2月18日現在				
1	元本の移動及び期末元本額の内訳 期首 期首元本額 期首より平成25年2月18日までの期中追加設定元本額 期首より平成25年2月18日までの期中一部解約元本額	平成24年2月21日 1,590,140,495 円 403,663,849 円 194,944,959 円			
	期末元本額 期末元本額の内訳 *	1,798,859,385 円			
İ	野村資産設計ファンド2015	47,015,163 円			
	野村資産設計ファンド2020	24,689,245 円			
	野村資産設計ファンド2025	21,629,415 円			
	野村資産設計ファンド2030	17,264,176 円			

49/128

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

野村資産設計ファンド2035 11,820,466 円野村資産設計ファンド2040 38,221,904 円野村資産設計ファンド2045 834,630 円野村インデックスファンド・新興国債券 324,517,279 円新興国債券 (現地通貨建て)インデックスファンドS(適格機関投資家専用) 1,209,204,027 円野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド 103,663,080 円

^{*} 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表 第1 有価証券明細表

(1)株式(平成25年2月18日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(亚成25年2日18日租在)

(2)株式以外の有(<u>(平成25年2月18日現在)</u>		
種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000,00	540,000,00	
	TURKEY GOVERNMENT	500,000.00	516,030.00	
	BOND	650,000.00	699,400.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	470,000.00	512,770.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	470,000.00	509,010.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	310,000.00	341,155.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	700,000.00	848,750.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	330,000.00	389,565.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	400,000.00	448,800.00	
トルコリラ計	銘柄数:8	3,830,000.00	4,265,480.00	
			(226,283,714)	
	組入時価比率:9.7%		10.0%	
	H U N G A R Y GOVERNMENT BOND	29,000,000.00	29,694,550.00	
	H U N G A R Y GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	36,881,250.00	
	H U N G A R Y GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	51,408,000.00	
	H U N G A R Y GOVERNMENT BOND	30,000,000.00	31,372,500.00	
	H U N G A R Y GOVERNMENT BOND	28,000,000.00	29,393,000.00	

POLAND GOVERNMENT

BOND

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

830,704.23

730,000.00

ズロチ計	銘柄数:12	6,820,000.00	7,287,208.23	
			(217,741,781)	
	組入時価比率:9.3%		9.7%	
	RUSSIA FOREIGN BOND	30,000,000.00	32,610,000.00	
ルーブル計	銘柄数:1	30,000,000.00	32,610,000.00	
			(101,743,200)	
	組入時価比率:4.4%		4.5%	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	720,000.00	737,119.44	
	MALAYSIAN	120,000.00	767, 7.67.7.	
	GOVERNMENT	730,000.00	739,661.55	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	600,000.00	610,930.20	
	MALAYSIAN	,	,	
	GOVERNMENT	540,000.00	560,720.34	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	550,000.00	568,620.80	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	600,000.00	627,031.20	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	550,000.00	557,760.50	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	400,000.00	454,421.60	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	1,050,000.00	1,112,072.85	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	630,000.00	659,008.98	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	160,000.00	172,702.88	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	600,000.00	588,330.60	
	M A L A Y S I A N GOVERNMENT	200,000.00	206,067.00	
リンギ計	銘柄数:13	7,330,000.00	7,594,447.94	

		(229,580,161)	
組入時価比率:9.8%		10.2%	
T H A I L A N D GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	6,901,509.20	
T H A I L A N D GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,102,264.00	
T H A I L A N D GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,561,531.60	
T H A I L A N D GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,719,645.20	
T H A I L A N D GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,072,114.10	
T H A I L A N D GOVERNMENT BOND	6,600,000.00	7,200,765.00	

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
园 /集社7 光	THAILAND			
国債証券	GOVERNMENT BOND	2,900,000.00	2,928,173.50	
	THAILAND	, ,	, ,	
	GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	5,405,606.40	
	THAILAND	, ,	, ,	
	GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	4,325,392.50	
	THAILAND			
	GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	3,604,624.20	
	THAILAND			
	GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,833,281.70	
	THAILAND			
	GOVERNMENT BOND	2,600,000.00	3,232,132.80	
	THAILAND			
	GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,638,794.90	
	THAILAND			
	GOVERNMENT BOND	800,000.00	955,950.40	
バーツ計	銘柄数:14	48,700,000.00	52,481,785.50	
			(164,267,988)	
	組入時価比率:7.0%		7.3%	
	REPUBLIC OF			
	PHILIPPINES	5,000,000.00	5,581,250.00	
フィリピンペ ソ計	 紀板数・1			
ソ計	ELITIZA · 1	5,000,000.00	5,581,250.00	
			(12,892,687)	
	組入時価比率:0.6%		0.6%	
	INDONESIA			
	GOVERNMENT	800,000,000.00	885,799,200.00	
	INDONESIA			
	GOVERNMENT	780,000,000.00	924,962,220.00	
	INDONESIA			
	GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,936,283,200.00	

	INDONESIA			
	GOVERNMENT	700,000,000.00	954,051,700.00	
	INDONESIA	,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	GOVERNMENT	400,000,000.00	549,726,800.00	
	INDONESIA	100,000,000.00	010,120,000.00	
	GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,511,184,000.00	
	INDONESIA	1,000,000,000.00	1,011,101,000.00	
	GOVERNMENT	500,000,000.00	565,254,000.00	
	INDONESIA	333,333,333.33	000,201,000100	
	GOVERNMENT	900,000,000.00	1,173,417,300.00	
	INDONESIA	000,000,000.00	1,170,177,000.00	
	GOVERNMENT	1,400,000,000.00	1,886,648,400.00	
	INDONESIA	1,400,000,000.00	1,000,040,400.00	
	GOVERNMENT	1,200,000,000.00	1,728,931,200.00	
	INDONESIA	1,200,000,000.00	1,120,001,200.00	
	GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,087,495,000.00	
	INDONESIA	1,000,000,000.00	1,001,100,000100	
	GOVERNMENT	800,000,000.00	1,095,856,800.00	
	INDONESIA	330,330,330.00	1,000,000,000100	
	GOVERNMENT	2,930,000,000.00	4,237,119,880.00	
	INDONESIA	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,=,,	
	GOVERNMENT	500,000,000.00	671,480,500.00	
	INDONESIA		,,	
	GOVERNMENT	1,520,000,000.00	1,828,727,200.00	
	INDONESIA	,,,	, , ,	
	GOVERNMENT	240,000,000.00	250,864,080.00	
	INDONESIA	, ,	,	
	GOVERNMENT	600,000,000.00	895,004,400.00	
	INDONESIA	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,,	
	GOVERNMENT	300,000,000.00	413,112,900.00	
ルピア計	銘柄数:18	17,170,000,000.00	22,595,918,780.00	
		,,,,	(221,440,004)	
	組入時価比率:9.5%		9.8%	
			3.0%	
	MEX BONOS DESARR			
	FIX RT	1,400,000.00	1,454,329.80	
		1,400,000.00	1,707,020.00	

56/128

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

57/128

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

	LETRA TESOURO			
	NACIONAL	570,000.00	524,931.81	
	LETRA TESOURO	,	,	
	NACIONAL	1,310,000.00	1,128,338.37	
	LETRA TESOURO			
	NACIONAL	1,360,000.00	1,066,766.32	
	LETRA TESOURO			
	NACIONAL	490,000.00	367,046.26	
	NOTA DO TESOURO	·		
	NACIONAL	92,000.00	965,228.12	
	NOTA DO TESOURO			
	NACIONAL	20,000.00	209,113.80	
	NOTA DO TESOURO	,	,	
	NACIONAL	25,000.00	260,869.75	
レアル計	銘柄数:8	4,117,000.00	4,881,044.43	
			(232,581,767)	
	組入時価比率:9.9%		10.3%	
	REPUBLIC OF			
	COLOMBIA	649,000,000.00	780,974,150.00	
	REPUBLIC OF			
	COLOMBIA	440,000,000.00	551,012,000.00	
	REPUBLIC OF			
	COLOMBIA	200,000,000.00	307,610,000.00	
コロンビアペ ソ計	銘柄数:3			
		1,289,000,000.00	1,639,596,150.00	
			(86,078,797)	
	組入時価比率:3.7%		3.8%	

58/128

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

種類		券面総額	評価額	備考
国債証券	PERU BONO SOBERANO	260,000.00	328,900.00	
	PERU BONO SOBERANO	100,000.00	126,600.00	
	PERU BONO SOBERANO	270,000.00	379,336.50	
	PERU BONO SOBERANO	350,000.00	449,470.00	
ヌエボソル計	銘柄数:4	980,000.00	1,284,306.50	
			(46,890,030)	
	組入時価比率:2.0%		2.1%	
	REPUBLIC OF SOUTH			
	AFRICA	850,000.00	902,025.78	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA			
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA			
	REPUBLIC OF SOUTH	2,300,000.00	2,525,582.16	-
	AFRICA			
	REPUBLIC OF SOUTH	2,600,000.00	2,845,825.58	
	AFRICA	2,380,000.00	2,505,574.98	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,200,000.00	2,242,514.56	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		4,216,241.37	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,200,000.00	1,096,560.00	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,700,000.00	1,366,189.87	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,050,000.00	857,178.21	
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,100,000.00	1,152,956.53	
ランド計	銘柄数:11	20,280,000.00	21,620,230.64	
			(229,174,444)	
	組入時価比率:9.8%		10.2%	

	NIGERIA TREASURY			
	BOND	9,000,000.00	10,361,700.00	
	NIGERIA TREASURY			
	BOND	38,800,000.00	32,335,920.00	
ナイラ計	銘柄数:2	47,800,000.00	42,697,620.00	
			(25,460,590)	
	組入時価比率:1.1%		1.1%	
国債証券計			2,138,460,256	
			(2,138,460,256)	
特殊債券	EUROPEAN BK RECON &			
1寸7小貝刀	DEV	11,000,000.00	11,382,800.00	
	EUROPEAN			
	INVESTMENT BANK	7,800,000.00	7,957,170.00	
	INTL BK RECON &			
	DEVELOP	17,000,000.00	18,172,150.00	
ルーブル計	銘柄数:3	35,800,000.00	37,512,120.00	
			(117,037,814)	
	組入時価比率:5.0%		5.2%	
特殊債券計			117,037,814	
			(117,037,814)	
合計			2,255,498,070	
			(2,255,498,070)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

 - 2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に 対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

NET NOTE TO TO TO THE THE THE TOTAL					
	平成25年2月18日現在				
種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)		
	うち	1年超	, ,		
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
買建	1,870,600	1,876,200	5,600		

60/128

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)
有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類

米ドル	1,870,600	1,876,200	5,600
合計	1,870,600	1,876,200	5,600

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、 当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレート を用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年3月29日現在

資産総額	145,692,629	円
負債総額	1,980,991	円
純資産総額(-)	143,711,638	円
発行済口数	103,116,926	
1口当たり純資産額(/)	1.3937	円

<ご参考> 「<u>新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」</u>

資産総額	2,391,277,205	円
負債総額	41,139,487	円
純資産総額(-)	2,350,137,718	円
発行済口数	1,826,677,208	П
1口当たり純資産額(/)	1.2866	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを 得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に 振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等につい

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ては、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をお きますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

<u>委員会</u>

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

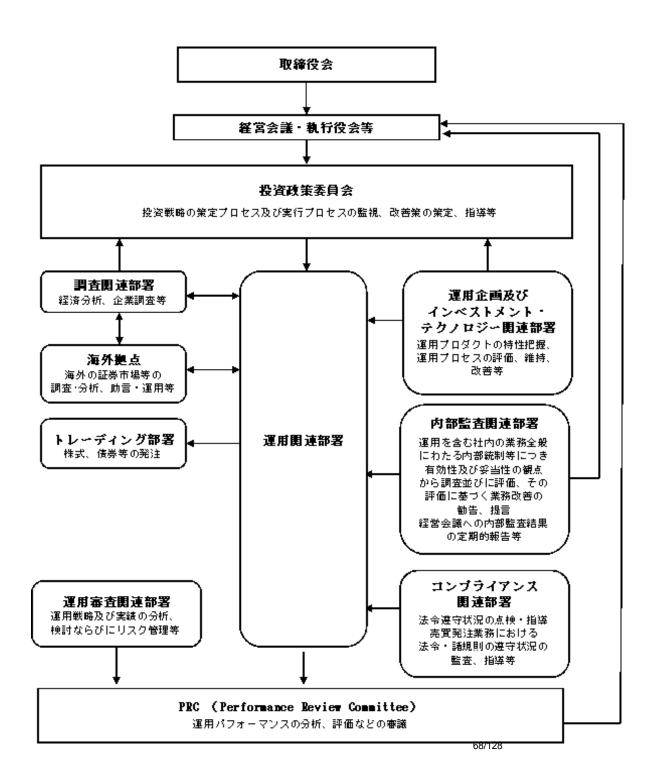
報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(b) 投資信託の運用体制

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)	
追加型株式投資信託	753	11,406,760	
単位型株式投資信託	50	419,747	
追加型公社債投資信託	18	5,215,970	
単位型公社債投資信託	6	68,044	
合計	827	17,110,522	

3 【委託会社等の経理状況】

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成24年4月1 日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間 監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度	(平成23年	当事業年度	(平成24年
			31日)		31日)
区分	注記 番号	金額(ī	百万円)	金額(百万円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			538		240
金銭の信託			39,575		50,326
有価証券			1,400		1,800
短期貸付金			166		153
前払金			0		-
前払費用			41		37
未収入金			171		217
未収委託者報酬			10,032		8,149
未収収益			3,761		4,200
繰延税金資産			1,736		1,402
その他			12		14
貸倒引当金			6		6
流動資産計			57,430		66,535
固定資産					
有形固定資産			1,823		1,677
建物	2	576		516	
器具備品	2	1,246		1,161	
無形固定資産			10,649		9,754
ソフトウェア		10,647		9,753	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			32,430		21,505
投資有価証券		8,648		6,691	
関係会社株式		22,609		14,429	
従業員長期貸付金		235		29	
長期差入保証金		64		57	
長期前払費用		24		23	
繰延税金資産		582		-	
その他		265		273	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計	<u></u>		44,903		32,937
資産合計			102,333		99,472

		前事業年度	 (平成23年 31日)	当事業年度	 (平成24年 31日)
区分	注記		5 <u>1日)</u> 5万円)		<u> 31日)</u> 百万円)
 (負債の部)	番号	(-		(,
ー 流動負債					
関係会社短期借入金			8,000		8,500
預り金			87		93
未払金	1		7,645		6,276
未払収益分配金		4	,	4	, -
未払償還金		79		50	
未払手数料		4,517		3,610	
その他未払金		3,043		2,610	
未払費用	1		7,373	·	6,760
未払法人税等			800		856
前受収益			9		6
賞与引当金			2,900		2,816
流動負債計			26,818		25,310
固定負債					
退職給付引当金			4,064		2,437
時効後支払損引当金			481		489
繰延税金負債			-		7
その他			65		-
固定負債計			4,611		2,934
負債合計			31,429		28,244
(純資産の部)					
株主資本			68,279		68,521
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			39,369		39,611
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,684		38,926	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		14,077		14,320	
評価・換算差額等			2,624		2,705
その他有価証券評価差額金			2,694		2,693
繰延ヘッジ損益			69		12
純資産合計			70,903		71,227
負債・純資産合計			102,333		99,472

(2) 【損益計算書】

	,,,	(自 平成22	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	(自 平成23	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(Ē	百万円)
営業収益					
委託者報酬			81,230		78,412
運用受託報酬			13,165		17,784
その他営業収益			143		129
営業収益計			94,539		96,325
営業費用					
支払手数料			39,741		40,671
広告宣伝費			1,155		952
公告費			-		0
受益証券発行費			6		5
調査費			20,709		19,308
調査費		1,310		1,108	
委託調査費		19,398		18,200	
委託計算費			917		931
営業雑経費			2,451		2,523
通信費		207		213	
印刷費		1,148		1,085	
協会費		73		76	
諸経費		1,022		1,147	
営業費用計			64,980		64,393
一般管理費					
給料			10,131		9,635
役員報酬	2	322		252	
給料・手当		6,822		6,602	
賞与		2,987		2,780	
交際費			141		140
旅費交通費			484		473
租税公課			231		224
不動産賃借料			1,452		1,309
退職給付費用			1,054		1,039
固定資産減価償却費 諸経費			4,575		4,354
			6,106		6,204
一般管理費計			24,176		23,381
営業利益			5,382		8,550

		(自 平成22	業年度 2年4月1日 年3月31日)	(自 平成2	業年度 3年 4 月 1 日 4年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(i	百万円)	金額(百万円)
営業外収益					
受取配当金	1	4,771		4,116	
収益分配金		9		9	
受取利息		6		3	
金銭の信託運用益		1,222		377	
為替差益		62		55	
その他		319		360	
営業外収益計			6,391		4,924
営業外費用					
支払利息	1	75		54	
時効後支払損引当金繰入額		13		38	
その他		9		11	
営業外費用計			98		104
経常利益			11,676		13,370
特別利益					
投資有価証券等売却益		419		36	
株式報酬受入益		173		177	
特別利益計			593		214
特別損失					
投資有価証券売却損		149		136	
投資有価証券等評価損		10		1	
固定資産除却損	3	412		82	
システム利用契約解約違約金		20		-	
特別損失計			591		221
税引前当期純利益			11,677		13,363
法人税、住民税及び事業税			3,759		3,625
法人税等調整額			108		1,228
当期純利益			7,810		8,509

(3) 【株主資本等変動計算書】

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
主資本	<u> </u>	<u> </u>
資本金		
当期首残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額	,	,
当期変動額合計		-
当期末残高	11,729	11,72
利益剰余金		,
利益準備金		
当期首残高	685	68
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	68
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	24,606	24,60
当期变動額	,	,
当期变動額合計		
当期末残高	24,606	24,60
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,872	14,07
当期変動額	5,6.2	,
剰余金の配当	3,605	8,26
当期純利益	7,810	8,50
当期変動額合計	4,204	24
当期末残高	14,077	14,32
利益剰余金合計		11,02
当期首残高	35,164	39,36
当期変動額	55,104	59,50
剰余金の配当	3,605	8,26
当期純利益	7,810	8,50
当期変動額合計	4,204	24:
当期末残高		
그 제가 / 사이민	39,369	39,61

		野村アセットマネジメント株式 有価証券届出書(内国投資信
株主資本合計		<u> </u>
当期首残高	64,074	68,279
当期变動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
当期变動額合計	4,204	242
当期末残高	68,279	68,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,056	2,694
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	361	0
当期变動額合計	361	0
当期末残高	2,694	2,693
繰延へッジ損益		_
当期首残高	175	69
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	245	82
当期变動額合計	245	82
当期末残高	69	12
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,231	2,624
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	607	81
当期变動額合計	607	81
当期末残高	2,624	2,705
純資産合計		
当期首残高	67,306	70,903
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	607	81
当期変動額合計	3,597	324
当期末残高	70,903	71,227

[重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの ... 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により

算定しております)

時価のないもの ... 移動平均法による原価法

2.デリバティブ取引等の評価基準 及び評価方法

時価法

3.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 38 ~ 50年

 附属設備
 8 ~ 15年

 構築物
 20年

 器具備品
 4 ~ 15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

5 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業 年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7.ヘッジ会計

(1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る 損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部におい て繰り延べる方法によっております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約

ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金

(3)ヘッジ方針

投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジして おります。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

8.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[追加情報]

当事業年度

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度末		
(平成23年 3 月31	∃)	(平成24年 3 月31日)		
1.関係会社に対する資産及び負	負債	1 . 関係会社に対する資産及	び負債	
区分掲記されたもの以外で	各科目に含まれてい	区分掲記されたもの以外	小で各科目に含まれてい	
るものは、次のとおりでありま	す。	るものは、次のとおりであり	ります。	
未払金	2,442百万円	未払金	2,320百万円	
未払費用	762	未払費用	1,267	
2 . 有形固定資産より控除した》	或価償却累計額 	2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額		
建物	437百万円	建物	477百万円	
器具備品	1,874	器具備品	2,303	
合計	2,311	合計	2,780	

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1 . 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対す のは、次のとおりであります。 受取配当金 4,633章 支払利息 75 2 . 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給さ おります。	1 . 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,776百万円 支払利息 54
3 . 固定資産除却損 ソフトウェア 412頁 <u>-</u> 合計 412	3 . 固定資産除却損 3 . 固定資産除却損 建物 19百万円 器具備品 9 <u>ソフトウェア 53</u> 合計 82

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式 数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成22年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,605百万円1株当たり配当額700円基準日平成22年3月31日効力発生日平成22年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	1-1-2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1			
株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式 数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成23年7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円1株当たり配当額 1,605円12銭基準日 平成23年7月19日効力発生日 平成23年7月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,090百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額600円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月1日

15百万円

24

40

未経過リース料

1 年超

合計

1年以内

リース取引関係		日叫此为	用山自(P3回3X具)
前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース 買取引に係る方法に準じた会計処理! の)	ス取引(通常の売	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース 買取引に係る方法に準じた会計処理に の)	取引(通常の売
該当事項はありません。		(同左)	
(2)所有権移転外ファイナンス・リージ 貸借取引に係る方法に準じた会計処 もの)	理によっている	 (2)所有権移転外ファイナンス・リース 貸借取引に係る方法に準じた会計処: もの)	理によっている
リース物件の取得価額相当額、減当額、減損損失累計額相当額及び期		リース物件の取得価額相当額、減 当額、減損損失累計額相当額及び期	l末残高相当額 器具備品
取得価額相当額 減価償却累計額相当額 減損損失累計額相当額	417百万円 325 	減価償却累計額相当額 減損損失累計額相当額	184百万円 163
期末残高相当額	91	期末残高相当額	21
未経過リース料期末残高相当額及 減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額	びリース資産	未経過リース料期末残高相当額及で 減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額	ゾリース資産
1 年以内	73百万円	1 年以内	22百万円
_1 年超	22	1年超	<u>-</u>
合計	96	合計	22
リース資産減損勘定期末残高	- 百万円	リース資産減損勘定期末残高	- 百万円
支払リース料、リース資産減損勘 減価償却費相当額、支払利息相当額 支払リース料 リース資産減損勘定の 取崩額 減価償却費相当額		支払リース料、リース資産減損勘況 減価償却費相当額、支払利息相当額 支払リース料 リース資産減損勘定の 取崩額 減価償却費相当額	
支払利息相当額 減損損失	3 -	支払利息相当額 減損損失	1 -
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 る定額法によっております。	存価額を零とす	 減価償却費相当額の算定方法 (同左)	
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取 の差額を利息相当額とし、各期へ いては利息法によっております。		利息相当額の算定方法 (同左)	
2 . オペレーティング・リース取引		2.オペレーティング・リース取引	

6百万円

10

未経過リース料

1 年超

合計

1年以内

金融商品関係

前事業年度(自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、 為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株 価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。ま た、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有してお りますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託 については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経 営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万

円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	538	538	-
(2)金銭の信託	39,575	39,575	-
(3)短期貸付金	166	166	-
(4)未収委託者報酬	10,032	10,032	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,252	9,252	-
(6)関係会社株式	3,064	79,658	76,594
資産計	62,630	139,224	76,594
(7)関係会社短期借入金	8,000	8,000	•
(8)未払金	7,645	7,645	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	79	79	-
未払手数料	4,517	4,517	-
その他未払金	3,043	3,043	-
(9)未払費用	7,373	7,373	-
(10)未払法人税等	800	800	-
負債計	23,819	23,819	-
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	65	65	-
デリバティブ取引計	65	65	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産につい

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式(貸借対照表計上額:投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
預金	537	-	-	-
金銭の信託	39,575	1	-	1
短期貸付金	166	•	•	-
未収委託者報酬	10,032	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,400	0	1	
合計	51,713	0	1	-

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、 為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株 価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。ま た、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有してお りますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託 については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経 営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。 デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため 信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を 含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万

円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	240	240	-
(2)金銭の信託	50,326	50,326	-
(3)短期貸付金	153	153	-
(4)未収委託者報酬	8,149	8,149	1
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,725	7,725	-
(6)関係会社株式	3,064	89,073	86,009
資産計	69,658	155,667	86,009
(7)関係会社短期借入金	8,500	8,500	-
(8)未払金	6,276	6,276	1
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	50	50	-
未払手数料	3,610	3,610	1
その他未払金	2,610	2,610	1
(9)未払費用	6,760	6,760	•
(10)未払法人税等	856	856	1
負債計	22,393	22,393	1
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	-
デリバティブ取引計	10	10	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産につい

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	238	-	-	-
金銭の信託	50,326		-	
短期貸付金	153	ı	•	-
未収委託者報酬	8,149	ı	•	-
有価証券及び投資有価証券	1,800	1		-
合計	60,668	1	ı	-

有価証券関係

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成23年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成23年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 時価 区分 計上額		差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	79,658	76,594
合計	3,064	79,658	76,594

4. その他有価証券(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	4,930	282	4,647
小計	4,930	282	4,647
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
投資信託(1)	2,922	3,003	80
譲渡性預金	1,400	1,400	-
小計	4,322	4,403	80
合計	9,252	4,685	4,566

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引について ヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円(税効果会計適用後)であり、貸借 対照表に計上しております。
 - 5.事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	67	39	-
投資信託	1,824	380	149
合計	1,891	419	149

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成24年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成24年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 時価 計上額		差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	89,073	86,009
合計	3,064	89,073	86,009

4. その他有価証券(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	4,624	282	4,341
小計	4,624	282	4,341
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
投資信託(1)	1,300	1,431	130
譲渡性預金	1,800	1,800	-
小計	3,100	3,231	130
合計	7,725	3,514	4,210

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引について ヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円(税効果会計適用後)であり、貸借 対照表に計上しております。
 - 5.事業年度中に売却したその他有価証券(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	40	1	26
投資信託	1,343	-	110
合計	1,384	1	136

デリバティブ取引関係

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取 引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等 のうち1 年超	時価	当該時価の 算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,846		65	先物為替相場に よっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	166	-	(*1) -	-
	合 計	_	3,013	-	(*1) 65	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取 引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等 のうち1 年超	時価	当該時価の 算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	1,308		10	先物為替相場に よっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	153	-	(*1) -	-
	合 計		1,462	-	(*1)10	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日)

イ.退職給付債務	12,965百万円
口.年金資産	7,475
八.未積立退職給付債務(イ+ロ)	5,489
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,037
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	613
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+二+ホ+へ)	4,064
チ.前払年金費用	
リ.退職給付引当金(ト-チ)	4,064

3.退職給付費用に関する事項(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

イ.勤務費用	535百万円
口.利息費用	260
八.期待運用収益	162
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	254
へ.過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ)	848
チ. その他(注)	206
計	1,054

⁽注)確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法期間定額基準ロ. 割引率2.1%

八. 期待運用収益率 2.5%

二. 過去勤務債務の額の処理年数 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数

(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理す ることとしております。)

(2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用処 理することとしております。)

へ. 会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成24年3月31日)

イ.退職給付債務	13,948百万円
口.年金資産	9,508
八.未積立退職給付債務(イ+ロ)	4,440
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,575
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	572
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+二+ホ+へ)	2,437
チ.前払年金費用	
リ.退職給付引当金(ト - チ)	2,437

3.退職給付費用に関する事項(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

イ. 勤務費用	543百万円
口.利息費用	272
八.期待運用収益	186
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	280
へ.過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ)	869
チ.その他(注)	170
計	1,039

(注)確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- 1-20 111-	III KNO OF THE COLOR	
イ.	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
П.	割引率	1.8%
八.	期待運用収益率	2.5%

二. 過去勤務債務の額の処理年数 16年(発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理することとして カルカナ

おります。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数 (1) 退職一時金に係るもの

1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)

(2) 退職年金に係るもの

16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用処 理することとしております。)

へ. 会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

税効果会計関係

百万円 1,189 1,666 884 569 509 307	賞与引当金 退職給付引当金 所有株式税務簿価通算差異	D主な原因 百万円 1,070 877 776
百万円 1,189 1,666 884 569 509	別の内訳 繰延税金資産 賞与引当金 退職給付引当金 所有株式税務簿価通算差異	百万円 1,070 877
1,189 1,666 884 569 509	繰延税金資産 賞与引当金 退職給付引当金 所有株式税務簿価通算差異	1,070 877
1,189 1,666 884 569 509	賞与引当金 退職給付引当金 所有株式税務簿価通算差異	1,070 877
1,666 884 569 509	退職給付引当金 所有株式税務簿価通算差異	877
884 569 509	所有株式税務簿価通算差異	
569 509		776
509	投資有価証券評価減	110
		501
307		430
507	減価償却超過額	243
197	時効後支払損引当金	176
196	子会社株式売却損	172
206	未払事業税	166
107	未払確定拠出年金掛金	-
48		-
184	その他	148
6,069	繰延税金資産小計	4,564
1,878	評価性引当金	1,650
4,190	繰延税金資産計	2,913
	繰延税金負債	
1,872	有価証券評価差額金	1,511
-	繰延ヘッジ利益	7
1,872	繰延税金負債計	1,518
2,318	繰延税金資産(純額)	1,394
 ₩の負	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人	、税等の負
3		
11.0%	法定実効税率	41.0%
	(調整)	
0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項	0.3%
	目	
	受取配当金等永久に益金に算入され	
3.2%	ない項目	11.3%
0.0%	住民税等均等割	0.0%
5.8%	タックスヘイブン税制	4.2%
0.6%	外国税額控除	0.0%
	税率変更による期末繰延税金資産の	
-	減額修正	2.4%
0.7%	その他	0.3%
33.1%	- 税効果会計適用後の法人税等の負担 変	36.3%
	-	
-	196 206 107 48 184 6,069 1,878 4,190 1,872 2,318 7の負 1.0% 0.8% 0.8% 3.2% 0.0% 5.8% 0.6%	197 時効後支払損引当金 子会社株式売却損 未払事業税 107

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 3.法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延 |

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図 るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、 平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人 税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、 「東日本大震災からの復興のための施策を実施する ために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平 成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4 月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期 間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事 業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税とし て課税されることになりました。これらの改正によ り、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法 定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31 日までに解消すると見込まれる一時差異等について は38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込ま れる一時差異等については36%となっております。 この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百 万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加してお

税金負債の金額の修正

セグメント情報等

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

ります。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	137,500	関係会社 短期	8,000
親会社	野村ホー ルディン グス株式 会社	東京都中央区	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸 借等 役員の兼任	資金の返済	140,500	借入金	8,000
	XII						借入金利息 の支払	75	未払費用	3

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノア・メスジイト・Pt マント・スツリー・ア・メーラクベン e ッドラー・スツリド	シンガ ポール 共和国	68,275 (千米ドル)	持株会社	(所有) 直接 100.0%	役員の派遣	増資の引受 (*2)	5,762	-	-
関連 会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都 千代田 区	18,600 (百万円)	情報 サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託(*3)	6,794	未払費用	61

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村諮券	東京都中央区	10,000 (百万円)	1 証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取扱 扱ならびに係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*4)	31,596	未払手数料	3,835

<u>有価証券届出書(内国投資信託受益証券)</u>

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) 増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に1株1米ドルで引受けて おります。
 - (*3) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*4) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*5) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約 財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円) 野村土地建物㈱ (株)野村総合研究所 流動資産合計 167,970 7,506 固定資産合計 76,404 205,568 流動負債合計 79,436 7,926 固定負債合計 80,690 9,832 純資産合計 213,412 66,152 売上高 312,345 2,546 税引前当期純利益 36,149 3,289 当期純利益 21,100 2,944

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	90,500	関係会社 短期	9 500
				持株会社		資産の賃貸 借及び購入 等 役員の兼任	資金の返済	90,000	借入金	8,500
親会社	野村ホー ルディン グス株式 会社	東京都中央区	594,492 (百万円)		(被所有) 直接 100.0%		借入金利息 の支払	54	未払費用	2
	五社						金銭信託の 移管(*2)	9,258	-	-
								株式交換 (*3)	8,267	-

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都 千代田 区	18,600 (百万円)	情報 サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*4)	5,887	未払費用	478

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券 株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取取 及び売出の取 扱ならびに係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*5)	33,134	未払手数料	2,987
親会社の 子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*6)	2,126	未払費用	787

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。
 - (*3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。
 - (*4) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円) (株)野村総合研究所 流動資産合計 166,580 固定資産合計 229,654 流動負債合計 72,440 固定負債合計 74,932 純資産合計 248,861 売上高 320,289 税引前当期純利益 62,962 当期純利益 41,340

1株当たり情報

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)			
1 株当たり純資産額 1 株当たり当期純利益	13,765円90銭 1,516円39銭	1 株当たり純資産額 1 株当たり当期純利益	13,828円81銭 1,652円20銭		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に 株式が存在しないため記載しておりませ		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。			
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要ない 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	7,810百万円 7,810百万円 勺訳 5,150,693株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	8,509百万円 8,509百万円 为訳 5,150,693株		

中間財務諸表

中間貸借対照表

	平成24年 9 月30日現在
注記 番号	金額(百万円)
	215
	46,496
	2,400
	81
	7,671
	4,383
	827
	560
	6
	62,630
1	1,518
	8,817
	8,815
	1
	20,246
	4,849
	15,009
	124
	263
	30,582
	93,213
	番号

		1
		平成24年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		3,000
関係会社短期借入金		4,500
未払収益分配金		4
未払償還金		49
未払手数料		3,323
その他未払金	2	907
未払費用		5,572
未払法人税等		424
賞与引当金		1,346
その他		99
流動負債計		19,228
固定負債		
退職給付引当金		1,636
時効後支払損引当金		492
固定負債計		2,128
負債合計		21,356
(純資産の部)		
株主資本		69,834
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		40,924
利益準備金		685
その他利益剰余金		40,239
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		15,633
評価・換算差額等		2,022
その他有価証券評価差額金		1,985
繰延ヘッジ損益		36
純資産合計		71,857
負債・純資産合計		93,213

中間損益計算書

		自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		35,300
運用受託報酬		8,055
その他営業収益		81
営業収益計		43,436
営業費用		
支払手数料		18,135
調査費		7,937
その他営業費用		1,967
営業費用計		28,040
一般管理費	1	11,543
営業利益		3,852
営業外収益	2	2,327
営業外費用	3	52
経常利益		6,127
特別利益	4	152
特別損失	5	87
税引前中間純利益		6,192
法人税、住民税及び事業税		963
法人税等調整額		825
中間純利益		4,403

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (単位:百万円)

当中间云引别问	(単位・日月日)
	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	<u> </u>
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
当期首残高	14,320
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期变動額合計	1,312
当中間期末残高	15,633
利益剰余金合計	
当期首残高	39,611

中間純利益 4、 当中間期変動額合計 1、 当中間期末残高 40、 株主資本合計 3 当期首残高 68、 当中間期変動額 4、 当中間期変動額合計 1、 当中間期末残高 69、 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 1	521 090 403 312
中間純利益 4、 当中間期を動額合計 1、 当中間期末残高 40、 株主資本合計 40、 株主資本合計 3期首残高 68、 当中間期変動額	312 324 521 521 5334 693 708
当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 40, 株主資本合計 3 当期首残高 68, 当中間期変動額 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期表残高 69, 評価・換算差額等 2, その他有価証券評価差額金 3 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 1, 場延へッジ損益 3 当中間期変動額 1, 場域でヘッジ損益 3 当中間期変動額 4	312 324 521 521 3312 3334 693
当中間期末残高 40, 株主資本合計 当期首残高 68, 当中間期変動額 剰余金の配当 3, 中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期表験高 69, 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)当中間期変動額合計 3 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は	924 521 990 403 3312 3334 708
株主資本合計 当期首残高 68, 当中間期変動額 利余金の配当 3, 中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期未残高 69, 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期表動額 特主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期表対高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 1,	521 521 521 533 593 593 708
当期首残高 68, 当中間期変動額 3, 中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 69, 評価・換算差額等 2, その他有価証券評価差額金 当期首残高 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期表残高 1, 繰延へッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 1,	090 403 3312 3334 693
当中間期変動額 親余金の配当 3, 中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 69, 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額	090 403 3312 3334 693
中間純利益 4, 当中間期変動額合計 1, 当中間期末残高 69, 評価・換算差額等 2, 老の他有価証券評価差額金 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 1, 線延へッジ損益 当期首残高 当中間期変動額 1,	334 393 393 393
当中間期変動額合計1、当中間期末残高69、評価・換算差額等その他有価証券評価差額金当期首残高2、当中間期変動額株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)当中間期変動額合計1、当中間期末残高1、繰延ヘッジ損益当期首残高当中間期変動額当中間期変動額	312 334 393 708 708
当中間期末残高 69、 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2、 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1、 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額	334 693 708 708
評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 当期首残高 2, 当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額	708 708
その他有価証券評価差額金当期首残高2,当中間期変動額株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)当中間期変動額合計1,場延へッジ損益1,当期首残高当中間期変動額	708
当期首残高2、当中間期変動額株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)当中間期変動額合計当中間期末残高1、繰延へッジ損益当期首残高当中間期変動額	708
当中間期変動額 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額	708
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額	708
当中間期変動額合計 当中間期末残高 1, 繰延ヘッジ損益 当期首残高 当中間期変動額	708
当中間期末残高 1, 繰延へッジ損益 当期首残高 当中間期変動額	
	985
当中間期変動額	
当中間期変動額	
	12
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	
	24
当中間期变動額合計	24
当中間期末残高	36
評価・換算差額等合計	
当期首残高 2,	705
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	883
当中間期変動額合計	883
当中間期未残高 2,)22
—————————————————————————————————————	
当期首残高 71,	227
当中間期変動額	
剰余金の配当 3,	90
中間純利益 4,	103
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	883
当中間期変動額合計	529
当中間期末残高 71,	357

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価 方法 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 その他有価証券

時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの...移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引等の評価基 準及び評価方法 時価法

3 金銭の信託の評価基準及び評 価方法 時価法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額 法によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見 込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しておりま す.

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務 は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数による定額法により、発生した事業年度から費用処理する こととしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6 リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 ヘッジ会計の方法	 (1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ対象 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金 (3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によってお ります。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成24年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額

2,992百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

		自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	
1		<u> </u>	
	有形固定資産	218百万円	
	無形固定資産	1,869百万円	
	長期前払費用	4百万円	
2	営業外収益のうち主要なもの		
_	受取配当金	1,872百万円	
	金銭の信託運用益	207百万円	
3	営業外費用のうち主要なもの		
	支払利息	36百万円	
4	特別利益の内訳		
	投資有価証券等売却益	59百万円	
	株式報酬受入益	85百万円	
	固定資産売却益	7百万円	
5	特別損失の内訳		
	投資有価証券売却損	60百万円	
	投資有価証券等評価損	9百万円	
	固定資産除却損	17百万円	
1			

中間株主資本等変動計算書関係

自	平成24年4月1日
至	平成24年9月30日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	1	-	5,150,693株

2 配当に関する事項

配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)配当金の総額 (2)1株当たり配当額 3,090百万円

(3)基準日

600円

平成24年3月31日

(4) 効力発生日

平成24年6月1日

リース取引関係

自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日

- 1 ファイナンス・リース取引
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

該当事項はありません。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっているもの)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 有形固定資産(器具備品)

取得価額相当額	94百万円
減価償却累計額相当額	88
—————————————————————————————————————	5

未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	6百万円
1 年超	<u>-</u>
合計	6

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	16百万円
減価償却費相当額	15
支払利息相当額	0

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分 方法については利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年内	16百万円
1 年超	20
合計	36

金融商品関係

当中間会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	215	215	-
(2)金銭の信託	46,496	46,496	-
(3)短期貸付金	81	81	
(4)未収委託者報酬	7,671	7,671	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,431	6,431	ı
(6)関係会社株式	3,064	69,809	66,745
資産計	63,960	130,705	66,745
(7)短期借入金	3,000	3,000	1
(8)関係会社短期借入金	4,500	4,500	1
(9)未払金	4,285	4,285	ı
未払収益分配金	4	4	1
未払償還金	49	49	ı
未払手数料	3,323	3,323	ı
その他未払金	907	907	ı
(10)未払費用	5,572	5,572	ı
(11)未払法人税等	424	424	1
負債計	17,782	17,782	-
(12)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-		-
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて 当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

- (7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。
- (12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式等(中間貸借対照表計上額:投資有価証券817百万円、関係会社株式11,945百万円) は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが 極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)

- 1.満期保有目的の債券(平成24年9月30日) 該当事項はありません。
- 2 . 子会社株式及び関連会社株式(平成24年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	69,809	66,745
合計	3,064	69,809	66,745

3. その他有価証券(平成24年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額			
│が取得原価を超えるも │の			
株式	3,495	282	3,212
投資信託	-	-	-
小計	3,495	282	3,212
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
株式	-	-	-
投資信託(1)	536	646	109
譲渡性預金	2,400	2,400	-
小計	2,936	3,046	109
合計	6,431	3,328	3,102

(1) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は36百万円(税効果会計適用後)であり、中間貸借対照表に計上しております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

(単位:百万円)

				契約額等		
ヘッジ会計の	デリバティブ	主なヘッジ	契約額	の	0土/邢	火女は体の質定され
方法	取引の種類等	対象	等	うち1年	時価	当該時価の算定方法
				超		
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	534		0	先物為替相場によっ
原則的处理方法 	杨管了約取5	投其后式	554	-	0	ている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	81	-	(*1) -	-
	合 計		616	-	(*1) 0	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1株当たり情報

自 平成24年4月1日 至 平成24年 9 月30日

13,950円94銭 1株当たり純資産額

1株当たり中間純利益 854円88銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式 がないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益

4,403百万円

普通株主に帰属しない金額

4,403百万円

普通株式に係る中間純利益

5,150千株

期中平均株式数

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{*}平成25年2月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容		
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。		
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。		

^{*}平成25年2月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する 外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田満雄業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内田満雄

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年4月8日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

内田満雄

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

森重俊寬

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンドの平成24年2月21日から平成25年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンドの平成25年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ